

内容紹介

- 平成22年度上半期
県消費生活センターの相談業務の実施結果 (2)~(3)
- 金融知識普及功績者表彰について (3)
- 春は引っ越しの季節です
～賃貸住宅退去時のトラブルにご注意！～ (4)



はじめまして!

さ ぼ の す け
ぼくの
名前は「sapo之助」!

ぼくは「長崎県消費者サポートメール」の愛称募集で生まれました。
消費者をサポートするという意味です。
サポートを「sapo(サポ)」とし、消費者を助けるという意味もこめて「助」を使用しています。
ホームページ「ながさき消費生活館」で活躍しています。



ホームページ「ながさき消費生活館」を リニューアルしました!

「ながさき消費生活館」の情報を携帯電話でも見れる“モバイルサイト”も新たに始めました。
悪質商法の手口と対策を楽しく紹介する“シミュレーションゲーム”や各地の消費生活センターに寄せられた悪質商法や製品事故など注意すべき情報を携帯電話やパソコンに配信する“消費者サポートメール”同様、ご活用下さい。



新しくなった
「ながさき消費生活館」を
是非、ご覧下さい!

●「ながさき消費生活館」アドレス

<http://www.pref.nagasaki.jp/shouhi/>

動画配信中 ゆるすな!悪質商法「ちよっとまっ手」



平成22年度上半期 県消費生活センターの相談業務の実施結果

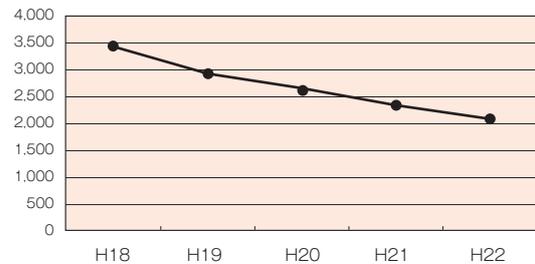
相談受付件数は**2,084件**,前年度同期比の**約11.3%減少**
60歳以上の高齢者層の相談割合の増加傾向続く!

○消費生活相談件数の推移

平成22年4月～9月の受付件数は、2,084件(苦情・相談1,991件、問い合わせ等93件)で、前年度同期と比べて265件(11.3%)の減少になっています。

これは、「デジタルコンテンツ」(携帯電話・パソコン等からインターネットを通じて得られる情報)と「フリーローン・サラ金」(ヤミ金含む)の苦情・相談が、減少していることが大きな要因です。

年代別にみると、20歳代未満と60歳代を除く各年代で、前年度同期より減少しており、特に30歳代では22.5%の減少となっています。60歳以上の高齢者層の相談割合は、依然増加傾向にあります。



【商品・役務(サービス)の種類別上位件数】

順位	商品	件数	前年度
1	健康食品	76	(① 68)
2	自動車	34	(② 45)
3	ふとん類	28	(⑦ 23)
4	音響・映像機器	27	() 18)
5	新聞	26	(⑥ 24)
6	パソコン類	25	() 13)
7	化粧品	24	(⑧ 20)
8	健康器具	18	(② 45)
9	給湯システム	16	(⑨ 19)
9	婦人洋服類	16	() 5)
	商品計	688	() 776)

順位	役務(サービス)	件数	前年度
1	デジタルコンテンツ	352	(① 408)
2	フリーローン・サラ金	261	(② 336)
3	不動産貸借	97	(③ 86)
4	工事・建築	39	(④ 43)
5	インターネット接続回線	31	() 7)
6	生命保険	25	(④ 43)
6	修理サービス	25	(⑩ 18)
8	携帯電話サービス	22	(⑦ 22)
9	ファンド型投資商品	21	() 10)
10	テレビ放送サービス	17	() 13)
	役務計	1,303	() 1,497)

() は前年度上半期

○多重債務

消費者金融等からの金銭の借入や、クレジットの利用等により発生した債務が本人の返済能力を超え、支払が困難なものを多重債務といいます。

前年度同期に比べ61件、26.1%と減少しています。多重債務に陥った原因については、生活費が36.5%と最も多く、次に遊興費が続いています。

○被害救済額(県消費生活センターで被害を救済できた金額)

22年度上半期の相談のうち、クーリング・オフや特定商取引法・消費者契約法を活用した助言や斡旋により契約の解除や取消ができて救済されたものは、366件、8,856万円になりました。



「sapo之助」からのアドバイス

- ◆「今だけ無料」「必ずもうかる」うまい話には注意しよう!
- ◆必要のない契約は、「いりません」とキッパリ断ろう!
- ◆その場で「契約しない」「払わない」、家族や知人に相談しよう!
- ◆消費者トラブルで困った時は、ひとりで悩まず、早めに消費生活相談窓口にご相談しよう!

平成22年度上半期 最も苦情相談が多かった「デジタルコンテンツ」 なかでも「出会い系サイトからのメール」が急増!



お金を受け取るはずが...

気が付けば
○百万円もの支払が!

大金が
もらえる!?



- ◆無料の「ゲーム」「占い」「懸賞」「着メロ」サイトを利用するために登録したら、出会い系サイトに自動的に登録される仕組みになっていることがある。
→安易に登録しない。自動登録になったからと、慌ててサイト業者へ連絡しない!
- ◆「当選金を今すぐ支払う」「メールするだけで高収入」「芸能人をかたる」など、あの手この手でメール交換を誘ってくる。
→すぐに現金を渡すと約束するが、自分がサイト利用料を払うだけで、現金は受け取れません! メールの内容にサイト業者は責任を持ちません。一旦、支払うと返金は困難です。早めに消費生活相談窓口へ相談しましょう。

22年度 金融知識普及功績者表彰

近年の金融環境の変化の中で、金融及びその背景となる経済についての教育の充実が強く求められています。そこで、教育活動をより一層推進するために、国民の金融の知識の普及・向上に功績のあった者及び団体に対して、その功績が金融担当大臣と日本銀行総裁の連名で表彰されました。

個人の部:表彰者 11名
団体の部:表彰団体 3団体
個人の部で長崎県では2名の方が受賞されました!!



(授賞式 平成23年1月21日 県庁にて)

- 🏆 **秋月孝之助 さん**
元金融機関職員としての経験を活かし、金融分野を中心とした講演活動を離島を含めた県内全域で積極的に行うなど、金融知識の普及に貢献
- 🏆 **岡本 啓子 さん**
学生、一般市民等、幅広い年齢層を対象に自身が作成した資料を用いる等、工夫を凝らした講演を積極的に行うほか、親子向け金融教育教材の執筆活動などを通じて広く金融知識の普及に貢献

春は引っ越しの季節です

～ 賃貸住宅退去時のトラブルに **ご注意** ～

春は進学や就職、転勤などにより引っ越し人が多い季節です。
この時期、県消費生活センターには賃貸住宅退去時の敷金返還トラブルの相談が多く寄せられています。

2年間住んでいたアパートを退去した。敷金以上の修理代を請求され納得できない。請求内容は畳表替え、襖貼り替え、クロス貼り替え、ハウスクリーニング代などである。特に部屋を汚したり、物を壊した覚えもない。せめて敷金の半分は返金してほしい。(40歳代 女性)



- 敷金とは、借主の家賃滞納や建物に損傷があった場合、それらの修復費用として貸主に預け入れるお金で、正当な理由がない限り返還されるものです。
- 賃貸契約が終了すると、借主は住居を原状回復して貸主に明け渡す義務があります。国土交通省の「**原状回復をめぐるトラブルとガイドライン**」によれば、原状回復とは「借りた当時の状態に戻す」ことではなく、通常使用による損耗については借主が負担する義務はないとされています。ただし、ガイドラインに法的な強制力はありませんので、基本は話し合いによる解決となります。

貸主の負担となるもの

- ・日焼けによる畳やクロスの交換
- ・家具の設置による床などのへこみ
- ・テレビ、冷蔵庫等の後部壁面の黒ずみ
- ・壁等の画鋸・ピンの跡
- ・ハウスクリーニング

借主の負担となるもの

- ・飲み物等をこぼした時のシミやカビ
- ・結露放置によるカビやシミ
- ・下地ボードの張替が必要なクギ穴・ネジ穴
- ・ペットによる柱等のキズ
- ・風呂・トイレ・洗面台の水垢、カビ等

*詳細は国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」でご確認下さい

トラブルを未然に防ぐには



- ◎契約する前に、契約書や重要事項説明書に不利な条項や特約がないか、内容をよく確認しましょう。
- ◎入居時・退去時には貸主立会いのもと、物件の汚れやキズなどを確認しましょう。(入居時の写真や記録を残しておく)

消費生活に関するご相談・お問い合わせ
及び商品テストについては

長崎県消費生活センター

(長崎県県民生活部食品安全・消費生活課)

〒850-0057 長崎市大黒町3-1 交通産業ビル4階
TEL 095-824-0999
FAX 095-828-1014

計量器に関する
お問い合わせは

長崎県計量検定所

〒850-0047 長崎市銭座町3-3
TEL 095-844-9892
FAX 095-844-8844

編集・発行

長崎県消費生活センター

(長崎県県民生活部食品安全・消費生活課)
〒850-0057 長崎市大黒町3-1
長崎交通産業ビル4階
TEL 095-824-0999

ホームページ「ながさき消費生活館」

<http://www.pref.nagasaki.jp/shouhi/>